

さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱

令和5年3月14日環境局長決裁

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 札幌市認定動物園の認定（第4条―第11条）
- 第3章 準認定施設の登録（第12条―第14条）
- 第4章 支援等（第15条―第18条）
- 第5章 雑則（第19条―第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市動物園条例（以下「動物園条例」という。）の目的及び理念に沿った取組を行うものを動物園条例第3章に規定する「札幌市認定動物園」に認定し、及び支援すること、並びにその認定を受けることを目指すものを「準認定施設」に登録し、及び支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（さっぽろの動物園ステップアップ制度の目的）

第2条 さっぽろの動物園ステップアップ制度は、札幌市認定動物園の認定及び準認定施設の登録によって、当該事業者の取組状況に応じた一定の支援を行い、動物園条例に規定する動物園の活動を促進するとともに、動物園の社会的役割を社会全体に浸透させることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「動物福祉規程」とは、動物園条例第8条第2項の「動物福祉に関する規程」をいい、飼育動物の種や個体に適した飼育環境の整備、怪我・疾病の予防及び治療を実施する獣医療体制の整備など良好な動物福祉を確保するために必要な事項について、飼育動物全般の環境面、栄養面、健康面、行動面、精神面への対応指針を含めた組織全体の行動指針として定めたものをいう。

2 この要綱において「飼育マニュアル」とは、飼育動物の種それぞれについて、種や動物の状況（幼齢、高齢、傷病等）に応じた飼育や診療について、飼育動物の環境面、栄養面、健康面、行動面、精神面への対応指針をまとめたものをいう。

第2章 札幌市認定動物園の認定

（認定区分及び要件）

第4条 札幌市認定動物園は、次の各号に区分し、それぞれの区分に応じた要件（以下「認定要件」という。）を別表1のとおりとする。

- (1) 優良認定動物園 次号に該当し、かつ、動物園条例第2章に規定する取組を意欲的に実践していると認められる動物園
- (2) 認定動物園 動物園条例第2条第3号に該当し、かつ、動物園条例の目的及び理念に沿って取り組む動物園

（認定の申請）

第5条 札幌市認定動物園の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、前条各号のいずれかの区分の認定要件を満たしているときは、申請により、当該要件を満たす区分の認定を受けることができる。ただし、申請時に次の各号に該当する場合は、認定の対象とならないものとする。

- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれのある者
- (2) 公序良俗に反する事業活動を行う又はそのおそれのある者
- (3) 政治活動、宗教活動を行なうことを目的とした者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の企業
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (6) その他市長が認定しないことが適切と認めるもの

2 前項の申請においては、次に掲げる事項を記載した札幌市認定動物園認定申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請者の氏名若しくは屋号及び住所その他の連絡先並びに法人にあってはその法人名（商号）、代表者の氏名及び住所その他の連絡先
- (2) 動物園の名称
- (3) 動物園の所在地
- (4) 動物園の開園日及び休園日に関する情報
- (5) 動物園の設立年月日
- (6) 動物園の敷地及び建物の面積
- (7) 動物園の従業員数
- (8) 動物園における飼育動物種数及び点数
- (9) 動物園における実施事業
- (10) 動物園における事業実施に必要な各法令上の許認可・届出に関する情報
- (11) その他法令を遵守していることの宣誓
- (12) 認定を受けたい区分

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認定申請者が法人の場合は定款、地方公共団体の場合は設置及び運営の根拠条例、個人その他の団体の場合は設置目的や実施事業がわかる書類
- (2) 敷地及び建物の平面図
- (3) 開園日・開園時間、休園日がわかる公表資料
- (4) 直近の事業報告書及び事業計画書、又はこれらに類するもの
- (5) 飼育動物一覧（様式2）
- (6) 飼育動物の飼育日誌等、観察記録がわかる資料の写し、及び飼育観察記録や収集資料の整理、分析等を行ったことがわかる資料の写し
- (7) 研究成果発表実績概要書（様式3）
- (8) 教育活動概要書（様式4）
- (9) 生息域外保全計画概要書（様式5）
- (10) 環境保全施策参加等一覧（様式6）
- (11) 生息域内保全概要書（様式7）
- (12) 飼育動物の動物福祉の評価結果を記録した書類の写し
- (13) 評価結果の現状分析等の検討結果が記録された書類の写し
- (14) 活動情報を公開している直近の媒体又はその写し

4 認定申請者は、第1項の申請において、認定要件を超える範囲の取組について、第15

条第1項の広報の内容として申告することができる。

(認定の審査及び通知)

第6条 市長は、認定にあたっては、市民動物園会議の別表2の基準による審査を経て、認定要件をすべて満たしていると認めるときは、前条第1項ただし書きに該当する場合を除き札幌市認定動物園に認定し、次号に掲げる事項を札幌市認定動物園等台帳(様式8。以下「台帳」という。)に記載するとともに、札幌市認定動物園認定通知書(様式9)により当該認定申請者に通知するものとする。

(1) 認定日

(2) 認定区分

(3) 前条第2項第1号から第6号までの事項

(4) 前条第4項により申告のあった取組のうち、市長がその実施の事実を認めたもの

2 前項の審査においては、実地による調査を行うものとする。

3 市長は、認定要件を満たしていないと認めるときは、認定申請者に対して、認定しない旨及びその理由を札幌市認定動物園不認定通知書(様式10)により通知しなければならない。

4 第1項及び前項の各通知書には、市民動物園会議の意見を付記することができる。

5 第1項及び第3項の審査及び通知は、札幌市認定動物園認定申請書の申請日から3か月以内に行わなければならない。

6 札幌市認定動物園は、認定区分名を屋号、法人名、商号等で使用することができる。

(認定の有効期間)

第7条 前条第1項の認定の有効期間は、認定日から、その日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までとする。次条第3項により認定区分の変更を届け出たことにより異なる区分の認定を受けたとき、第9条により認定を更新したとき及び第11条第2項の規定により認定を受けたときの有効期間も同様とする。

2 札幌市認定動物園の認定は、第9条による更新を行わなければ、その期限の翌日から効力を失う。

(台帳記載情報又は認定区分の変更等の届出)

第8条 札幌市認定動物園は、台帳に記載された情報(以下「台帳記載情報」という。)について変更があったときは、その旨を札幌市認定動物園等台帳記載情報変更届(様式11)により、すみやかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届け出があったときは、当該札幌市認定動物園の台帳記載情報を変更し、かつ、その旨を公表しなければならない。

3 札幌市認定動物園は認定を受けた区分の要件を満たさなくなったときは、認定区分の変更又は取消しについて、すみやかに札幌市認定動物園認定区分変更(認定取消)届(様式12)により市長に届け出なければならない。

4 認定動物園が優良認定動物園の認定を受けたいときは、認定日から起算して1年が経過した日の属する年度の翌年度から新たな認定として申請することができる。

5 前2項の届け出又は申請に係る審査等の手続きは、第6条を準用するものとする。

(認定の更新)

第9条 札幌市認定動物園は、認定を更新する場合には、第7条の有効期間満了日の3か月前から1か月前までの間(以下、「認定更新申請期間」という。)に札幌市認定動物園認定更新申請書(様式13)により申請しなければならない。ただし、正当な理由がある

ときは、この限りでない。

- 2 市長は、認定更新申請期間内に認定の更新申請をした札幌市認定動物園に対して、継続的な業務の遂行に支障を来さないよう、第6条の規定に準じた審査等を適正に行わなければならない。
- 3 認定更新申請期間内に認定の更新申請をした札幌市認定動物園に何らの不備もなく、かつ、市長が認定の有効期間満了日までに正当な理由なく認定更新に係る処分をしない場合には、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、更新後の有効期間は、更新手続が完了した日の翌日から起算するものとする。

(指導又は勧告)

第10条 市長は、札幌市認定動物園が認定要件を満たしていないと認められるときは、当該札幌市認定動物園に対し、当該認定要件を満たすための必要な措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて文書により勧告することができる。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、前条の規定に基づく必要な措置に関する勧告後も当該札幌市認定動物園が認定要件に適合しないと認めたとき、又は第8条第3項の規定により取消しの届出があったときは、当該札幌市認定動物園に係る認定を取消すことができる。
- 2 前項の取消しにおいては、認定動物園の要件を満たすときは認定動物園へ変更し、認定動物園の要件を満たさず、かつ、第12条第1項の準認定施設の要件を満たすときは準認定施設へ変更するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により認定の取消しをしたときは、すみやかにその理由を付して札幌市認定動物園認定取消通知書(様式14)により当該札幌市認定動物園に通知しなければならない。

第3章 準認定施設の登録

(準認定施設の登録要件及び申請方法)

第12条 準認定施設の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の各号の要件(以下「登録要件」という。)を満たしているときには、申請により、準認定施設の登録を受けることができる。

- (1) 生物多様性の保全への寄与を目的に運営していること
- (2) 不特定多数が観覧することができる常設施設であること
- (3) 野生動物に関する調査研究、生息域外保全、教育活動等に供するために野生動物を飼育及び展示しており、その野生動物の飼育等が当該事業者の最も大きな目的であること
- (4) 次のアからウのうちいずれか2つを満たしていること
 - ア 1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖又は繁殖に寄与する取組を実施していること
 - イ 野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること
 - ウ 野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること
- (5) 動物福祉に配慮した種別の飼育マニュアルを今後整備する予定があること

- (6) 動物の飼育及び展示等の実施に関する法令を遵守していること
- 2 前項の登録において、第5条第1項のただし書きの規定（「認定」とあるのは「登録」と読み替える。）を準用する。
 - 3 第1項の申請においては、登録申請者は、第5条第2項各号（第12号を除く。）に掲げる事項（「認定申請者」とあるのは「登録申請者」と、「動物園」とあるのは「動物展示施設」と読み替える。）を記載した準認定施設登録申請書（様式15）を市長に提出しなければならない。
 - 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 登録申請者が法人の場合は定款、自治体の場合は設置及び運営の根拠条例、個人の場合は設置目的や実施事業のわかる書類
 - (2) 敷地及び建物の平面図
 - (3) 利用可能日・利用可能時間、休業日がわかる公表資料
 - (4) 飼育動物一覧（様式2）
 - (5) 直近年度の事業報告書及び事業計画書、又はこれらに類するもの
 - (6) 第1項第4号アを満たす場合は、生息域外保全計画概要書（様式5）
 - (7) 第1項第4号イを満たす場合は、飼育動物の飼育日誌等、観察記録がわかる資料の写し及び飼育観察記録や収集資料の整理、分析等を行ったことがわかる資料の写し
 - (8) 第1項第4号ウを満たす場合は、教育活動概要書（様式4）
 - 5 登録申請者は、第1項の申請において、登録要件を超える範囲の取組について、第15条第1項の広報の内容として申告することができる。

（札幌市認定動物園に関する規定の準用）

第13条 第6条から第8条第2項まで（第6条第1項中の「札幌市認定動物園等台帳」及び第8条第1項中の「札幌市認定動物園等台帳記載情報変更届」を除く）及び第9条から第10条までの規定は、準認定施設の場合について準用する。この場合において、「札幌市認定動物園」とあるのは「準認定施設」と、「認定」とあるのは「登録」と、「別表2」とあるのは「別表3」と、「前条第2項第1号から第6号まで及び前条第4項」とあるのは「第5条第2項第1号から第6号まで（「認定申請者」とあるのは「登録申請者」と、「動物園」とあるのは「動物展示施設」と読み替える。）及び第12条第5項」と読み替えるものとする。

（登録の取消し）

- 第14条 準認定施設は、登録要件を満たさなくなった場合は、登録の取消しについて、すみやかに準認定施設登録取消届（様式16）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前条において準用及び読み替えた第10条の規定に基づく必要な措置に関する勧告後も当該準認定施設が登録要件に適合しないと認めたとき、又は前項により取消しの届け出があったときは、当該準認定施設に係る登録を取消することができる。
 - 3 市長は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、すみやかにその理由を付して準認定施設登録取消通知書（様式17）により当該準認定施設に通知しなければならない。

第4章 支援等

（広報、情報提供等）

第15条 市長は、札幌市認定動物園及び準認定施設（以下「札幌市認定動物園等」という。）の台帳記載情報及び第18条の活動報告の情報その他札幌市認定動物園等の取組を促進することが期待できる情報を公表し、広報に努めるものとする。

2 市長は、札幌市認定動物園等に対し、動物園条例の目的及び理念に沿った取組に資する情報を随時提供し、札幌市認定動物園等から助言を求められた場合は、これに応じるものとする。

(保全活動連携協議会)

第16条 市長は、市の関係部署及び札幌市認定動物園により構成する保全活動連携協議会を設置し、動物園条例の目的を達成するために必要な取組を促進するための会議、研修会、及び研究発表会の開催その他必要な支援を行うものとする。

2 準認定施設は、前項の会議及び研究発表会に傍聴者として参加することができる。

(助成金の交付)

第17条 札幌市認定動物園は、別に定めるところにより動物園条例第22条に基づく助成金の交付を申請し、所定の要件を満たすときは、その交付を受けることができる。

(活動報告)

第18条 札幌市認定動物園等は、認定又は登録の有効期間中、終了した年度の活動結果を翌年度初めて開催する保全活動連携協議会において報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により参加できないと認められるとき又は保全活動連携協議会が開催されないときは、市との協議を経て、別の方法により報告するものとする。

2 前項の報告においては、認定日から最初に到来する年度末までの期間が6か月に満たないときは、翌年度の活動結果と併せて報告することができる。

第5章 雑則

(審査員)

第19条 市長は、この要綱における認定又は登録の審査を行う市民動物園会議の委員を委嘱するときは、動物園条例に基づく取組を認定申請者又は登録申請者が実施しているかどうかについて、多角的かつ総合的な観点から審査することができるよう、次の各号の要件を委員全員で満たすよう配慮しなければならない。

- (1) 動物園に所属経験が5年以上あること
- (2) 動物の飼育又は獣医療経験が豊富であること
- (3) 生息域外保全、生息域内保全など保全対象種の繁殖計画等に携わった経験があること
- (4) 動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について、国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していること
- (5) 生物多様性、環境保全その他の動物園の活動に関する分野の学識経験者・有識者であること

(制度の見直し)

第20条 市は、定期的にこの要綱による動物園の取組の促進効果を確認し、必要があると認める場合は、この要綱の見直しを行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、さっぽろの動物園ステップアップ制度の実施に関し必要な事項は、円山動物園長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行期日から施行する。

別表1 認定要件

認定区分 要件項目	認定動物園	優良認定動物園
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・第12条第1項各号（第4号を除く）を満たしていること（優良認定動物園は、認定動物園の要件も満たしていること） ・札幌市の環境保全施策への参加・協力があること 	
野生動物の飼育及び展示		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること
野生動物の繁殖による生息域外保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・1種以上、生息域外保全を目的とした繁殖（繁殖に寄与する取組を含む）を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域外保全のための累代飼育に取り組んでいること
野生動物の保全に関連する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の保全に関連する情報収集を行うとともに、新たな知見の創出などを行っていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・学会・研究会に参加し研究成果を発表していること。 ・記録された研究データ等が、整理されいつでも活用できる情報として保存されていること
野生動物の保全に関連する教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供、啓発活動を実施していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全のための行動変容を促す啓発・教育活動に取り組んでいること ・保全に携わる人材育成につながる教育活動に取り組んでいること
生息域内保全に関する取組		<ul style="list-style-type: none"> ・生息域外保全の対象種以外の生息域内保全への関与があること
良好な動物福祉の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・動物園の組織全体の取組指針をまとめたものにおいて、飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること。また、その指針は公表されていること ・飼育マニュアルを1種以上整備（作成又は準用）しており、今後増やしていく予定があること ・1種以上の飼育動物について、動物福祉を定期的に評価し、その結果に応じた改善に取り組んでいること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物福祉規程を策定しており、定期的な見直しがあること ・飼育動物全てについて、定期的に動物福祉の評価を実施し、その結果に応じた改善に取り組んでいること
活動情報の公表		<ul style="list-style-type: none"> ・保全活動や動物福祉向上その他の取組状況を不特定多数の者が閲覧できるように公表していること

別表2 認定要件の審査基準

認定区分 審査項目	認定動物園	優良認定動物園
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・別表3を満たしていること（優良認定動物園は、認定動物園の審査基準も満たしていること） ・大気汚染、水環境、土壌汚染など野生動物の存続に影響する環境の改善につながると認められる市の環境配慮制度に1つ以上参加・協力があること 	
野生動物の飼育及び展示	<ul style="list-style-type: none"> ・各動物種を飼育する目的が、生物多様性の保全に寄与するための調査研究、生息域外保全、啓発・教育活動、その他の目的に整理されていること。 ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示となっていること 	
野生動物の繁殖による生息域外保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域内保全への関与が明確である生息域外保全の計画（以下「保全計画」）を主体的に実施、又はその保全計画に参画していること。また、その保全計画は公表されていること。 ・繁殖の取組については、展示維持のみを目的としたものではないこと ・自施設における繁殖だけでなく、保全計画における他園での繁殖に必要不可欠な取組を含む。ただし、単発的・偶発的に老齢個体や余剰個体を受け入れることや配偶子バンクへ配偶子を提供することその他公表計画の繁殖の取組との関連を明確に説明できないものは除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する生息域外保全計画における対象種の累代飼育に計画的に取り組んでいること
野生動物の保全に関連する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察があること ・参考文献等の情報収集・整理・分析・考察等があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に研究会等に参加していること（従業員が個人的に参加したものではなく、組織としてその研究会等に参加することを決めたものに限る） ・研究成果をインターネット等の不特定多数が閲覧できる場所において公表していること ・記録された研究データが動物種、研究内容等の分類で整理され、電子データ及び紙媒体等の資料を検索することができるよう長期的に保存されていること

認定区分 審査項目	認定動物園	優良認定動物園
野生動物の保全に関連する教育活動	<ul style="list-style-type: none"> 野生動物の生態や生息環境の変移、人の諸活動との関わり、人がその野生動物の保全のためにできることについて、例示を含めて情報提供していること 	<ul style="list-style-type: none"> 個人又は企業が取り組むことのできる環境保全の行動を例示した啓発及びその行動を実践する体験プログラムなどの教育活動があること 雇用している職員以外の者に、飼育や診療等の実習等の知識・技術の習得を支援する教育プログラムを実施していること
生息域内保全に関する取組		<ul style="list-style-type: none"> 生息地における保全対象種の生息数調査、生息環境調査、生息地の環境改善活動への参加、又はその環境改善に必要な行動の抑制や促進に関する啓発活動、それらの活動を実践する人材の育成活動など生息域内保全に寄与する取組があること
良好な動物福祉の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営理念・経営方針等の中で、飼育動物の動物福祉向上に努めていくことが意思表示されており、その取組として動物福祉を定期的に評価し、結果に基づく改善に努めていくことが明記され、公表されていること。 飼育マニュアルは、少なくとも以下を含めたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①野生における生息環境や対象種の生物学的特徴に関する情報 ②生理生態等に適した飼育施設の目安 動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討されており、措置が必要な場合にはその措置を実施している又は実施に向けた道筋が検討されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 動物福祉規程は、以下のことを含むものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①組織の取組指針として定められ、公表されていること ②飼育動物全般の共通する動物福祉への影響を考慮した飼育環境整備等の取組指針や5つの領域（栄養、環境、健康、行動、精神状態）に関する評価の実施方針等を定めていること 動物福祉規程の定期的な見直しの時期や実施方法が明らかであること
活動情報の公表		<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条及び第8条の各項目について、ホームページ等の不特定の多数が閲覧できる場所に随時実施（予定・結果等）の情報を公開していること 条例第7条及び第8条の各項目について、一定期間の

認定区分 審査項目	認定動物園	優良認定動物園
		取組をまとめたものを定期的に公開していること

別表3 登録要件の審査基準

審査項目	審査基準
運営目的	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者の定款、経営方針等動物を飼育する目的を示したものに、生物多様性の保全に寄与することが含まれていること。
野生動物の飼育及び展示	<ul style="list-style-type: none"> ・年間100日以上、不特定多数が利用できる常設施設であること ・一次的な非公開対応を除き、常時不特定多数の人が観覧することができること ・飼育動物の飼育及び展示が譲渡や貸し出しのみを目的としていないこと ・家畜の展示は、野生動物の展示に必要不可欠であることが明確である、又は生物多様性の保全への寄与を目的とした運営には関係がない家畜の展示について、その展示に係る人件費・飼料等の経費や特定の収入が、野生動物の展示に係る収支を超えていないこと
野生動物の繁殖による生息域外保全の取組	別表2の「認定動物園」の審査基準に同じ
野生動物の保全に関連する調査・研究	
野生動物の保全に関連する教育活動	
良好な動物福祉の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、種別の飼育マニュアルを作成することを明らかにしていること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な法令上の許認可や届け出を適正に実施していること（展示のために必要な飼育施設の設置や動物の捕獲・移動など動物園において展示するために必要な手続き全てを含む） ・提出書類により、上記以外の事業に関連する法令を遵守していることの宣誓があること

札幌市長

札幌市認定動物園認定申請書

さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第5条第2項に基づき、所定の書類を添付のうえ、以下のとおり申請いたします。

【申請者】

氏名・法人名			
代表者名(法人の場合)			
住所・所在地			
担当部署・担当者名		連絡先電話番号	
連絡先電子メールアドレス			
動物園の名称			
動物園の所在地			
設立年月日	年 月 日	敷地及び建物の面積	m ² ・ m ²
飼育動物種数・点数	種 点	従業員数	人
開園日時及び休園日に関する情報	開園日・時間		
	休園日		
実施事業	① ② ③ ④ ⑤		
事業実施における各法令上の許認可・届出一覧	(札幌市認定動物園の認定申請時点で有効のもの。直近の許認可・届出日、許認可番号等。別紙にまとめて添付することも可) ① ② ③ ④ ⑤		
法令遵守についての宣誓	次のことを宣誓します。(宣誓する項目にチェック☑を入れてください。) <input type="checkbox"/> 申請時において、動物の捕獲、飼養、保管など生物多様性や動物福祉に影響が生じる動物の取扱いに関し定めた法令を遵守していること、また、認定後も遵守することを誓約します。 <input type="checkbox"/> 札幌市認定動物園の認定申請を行うに当たり、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと及び動物園を運営するにあたり必要となる法令上の許認可、届出等の手続を適正に行っていることを誓約します。また、申請データ及び提出書類について事実と相違することが判明した場合には、このことに関していかなる措置を受けても異議ありません。		

認定を受けたい区分	
-----------	--

飼育動物一覧

申請者名 _____

1 総括表

綱	目	種類	点数	綱	目	種類	点数
哺乳綱	〇〇目			両生綱			
	〇〇目						
	〇〇目						
小計				小計			
鳥綱	〇〇目			〇〇綱			
	〇〇目						
小計				小計			
爬虫綱	〇〇目						
	〇〇目			小計			
小計				合計			

2 分類別

目	科	種	飼育目的	個体数

※必要項目が網羅されている場合は、別様式での提出も可。

様式 3

研究成果発表実績概要書

申請者名 _____

発表年月	場所・媒体名	発表対象者・人数等	発表題目名	発表した研究の概要

※直近5年以内の実績を記載してください。

※必要項目が網羅されている場合は、別様式での提出も可。

様式 4

教育活動概要書

申請者名 _____

活動名	活動目的及び実施内容	実施回数・対象人数	実施場所	講師等実施者

※申請時において実施している、又は実施する計画を定めているものについて記載してください。

※必要項目が網羅されている場合は、別様式での提出も可。

様式 5

生息域外保全計画概要書

申請者名 _____

保全対象種	計画名	関係機関・団体等	申請者が担う取組及びその現況

※必要項目が網羅されている場合は、別様式での提出も可。

様式 6

環境保全施策参加等一覧

申請者名

施策名	参加等開始時期	取組概要

様

札幌市長

(札幌市認定動物園認定(更新)／準認定施設登録) 通知書

年 月 日付の(札幌市認定動物園の認定(更新)申請／準認定施設の登録申請)については、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱(第6条／第13条により準用及び読み替えた第6条)により審査した結果、(認定(更新)／登録)することに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 (認定(更新)／登録) 日
年 月 日

2 (認定／登録) 区分

3 有効期間満了日
年 月 日

4 台帳記載情報

以下情報を札幌市認定動物園等台帳へ記載しています。この内容に変更があった場合は、札幌市認定動物園等台帳記載情報変更届(様式11)の提出が必要です。

(認定／登録) 日		(認定／登録) 区分	
事業者の氏名等			
事業者の所在地			
(動物園／動物展示施設) の名称			
(動物園・動物展示施設) の所在地			
開園日及び休園日			
設立年月日			
敷地及び建物の面積			

5 認定の条件

- (1) 上記2の(認定／登録)区分の要件を満たさなくなったときは、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱(第8条第3項／第14条第1項)に基づき、すみやかに(札幌市認定動物園認定区分変更(認定取消)届(様式12)／準認定施設登録取消届(様式))を市長へ提出しなければならない。
- (2) 市長により(認定／登録)要件を満たすための必要な措置をとるべきことを指導又は文書により期限を定めて勧告されたときは、それに従い、(認定／登録)要件を満たすよう措置しなければならない。

6 市民動物園会議意見

()

様

札幌市長

(札幌市認定動物園不認定／準認定施設不登録) 通知書

年 月 日付の(札幌市認定動物園の認定申請／準認定施設の登録申請)については、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱(第6条／愛13条による準用及び読み替えた第6条)により、(認定／登録)を行わないことに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 (不認定／不登録)の決定年月日
年 月 日

2 (認定／不登録)を行わない理由

[]

3 市民動物園会議意見

[]

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、札幌市を被告として(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス：

札幌市認定動物園等台帳記載情報変更届

年 月 日に（札幌市認定動物園／準認定施設）の（認定／登録）を受け、札幌市認定動物園等台帳に記載されていますが、その台帳記載情報に変更がありますので、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱（第8条第1項／第13条により準用及び読み替えた第8条第1項）に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

【変更前】

事業者の氏名等	
事業者の所在地	
（動物園／動物展示施設） の名称	
（動物園／動物展示施設） の所在地	
開園日及び休園日	
設立年月日	
敷地及び建物の面積	

【変更前】

事業者の氏名等	
事業者の所在地	
（動物園／動物展示施設） の名称	
（動物園／動物展示施設） の所在地	
開園日及び休園日	
設立年月日	
敷地及び建物の面積	

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス：

札幌市認定動物園認定区分変更（認定取消）届

年 月 日に札幌市認定動物園の認定を受けましたが、認定時の要件を満たさなくなったため、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の内容

 認定区分変更

(認定動物園の要件を満たさないときは、次のいずれか該当するものにチェック☑を入れてください。)

 認定の取消し及び準認定施設への登録 認定の取消し

変更前区分

変更後区分

	⇒	
--	---	--

2 満たさなくなった認定要件（該当する項目の左端の欄にチェック☑を入れてください。）

	運営目的
	野生動物を主とした飼育及び展示
	野生動物の繁殖による生息域外保全の取組
	野生動物の保全に関連する調査・研究
	野生動物の保全に関連する教育活動
	生息域内保全に関する取組
	良好な動物福祉の確保に関する取組
	活動情報の公表
	札幌市環境保全施策
	その他

(具体的な変更内容)

札幌市長

郵便番号

所 在

名 称

代表者名

担当者名

連絡先電話番号 - -

連絡先メールアドレス：

(札幌市認定動物園認定／準認定施設登録) 更新申請書

年 月 日に（認定／登録）された（札幌市認定動物園／準認定施設）の有効期間の満了を迎えるため、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱（第8条第1項／第13条による準用及び読み替えた第8条第1項）に基づき、所定の書類を添付のうえ、下記のとおり更新を申請します。

【更新する認定内容】

更新する（認定／登録）区分		前回（認定／登録）の有効期間満了日	年 月 日
対象の（動物園／動物展示施設）の名称			
対象の（動物園／動物展示施設）の所在			
設立年月日	年 月 日	敷地及び建物の面積	m ² ・ m ²
飼育動物種数・点数	種 点	従業員数	人
開園日時及び休園日に関する情報	開園日・時間		
	休園日		
実施事業	① ② ③ ④ ⑤		
事業実施における各法令上の許認可・届出一覧	（（札幌市認定動物園の認定／準認定施設の登録）申請時点で有効のもの。直近の許認可・届出日、許認可番号等。別紙にまとめて添付することも可） ① ② ③ ④		
法令遵守についての宣誓	次のことを宣誓します。（宣誓する項目にチェック☑を入れてください。） <input type="checkbox"/> 申請時において、動物の捕獲、飼養、保管など動物福祉に影響が生じる動物の取扱いに関し定めた法令を遵守していること、また、認定後も遵守することを誓約します。 <input type="checkbox"/> （札幌市認定動物園の認定／準認定施設の登録）更新申請を行うにあたり、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと及び動物園を運営するために必要となる法令上の許認可、届出等の手続を適正に行っていることを誓約します。また、申請データ及び提出書類について事実と相違することが判明した場合には、このことに関していかなる措置を受けても異議ありません。		

様

札幌市長

札幌市認定動物園取消通知書

年 月 日付で札幌市認定動物園（区分： ）に認定しておりましたが、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第 11 条第 1 項により、認定を取消すことに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 認定取消しの決定年月日
年 月 日

2 取消しの理由

（教示）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、札幌市を被告として（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

札幌市長

準認定施設登録申請書

さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第 12 条第 2 項に基づき、所定の書類を添付のうえ、以下のとおり申請いたします。

【申請者】

氏名・法人名			
代表者名			
住所・所在地			
動物展示施設の名称			
動物展示施設の所在地			
設立年月日	年 月 日	敷地及び建物の面積	m ² ・ m ²
飼育動物種数・点数	種 点	従業員数	人
利用可能日時及び休業日に関する情報	利用可能日・時間		
	休業日		
実施事業	① ② ③ ④ ⑤		
事業実施における各法令上の許認可・届出一覧	(準認定施設の登録申請時点で有効のもの。直近の許認可・届出日、許認可番号等。別紙にまとめて添付することも可) ① ② ③ ④ ⑤		
法令遵守についての宣誓	次のことを宣誓します。(宣誓する項目にチェック☑を入れてください。) <input type="checkbox"/> 申請時において、動物の捕獲、飼養、保管など動物福祉に影響が生じる動物の取扱いに関し定めた法令を遵守していること、また、登録後も遵守することを誓約します。 <input type="checkbox"/> 準認定施設の登録申請を行うに当たり、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと及び動物展示施設を運営するにあたり必要となる法令上の許認可、届出等の手続を適正に行っていることを誓約します。また、申請データ及び提出書類について事実と相違することが判明した場合には、このことに関していかなる措置を受けても異議ありません。		

札幌市長

郵便番号
所 在
名 称
代表者名
担当者名 連絡先電話番号 - -
連絡先メールアドレス :

準認定施設登録取消届

年 月 日に準認定施設の登録を受けましたが、登録時の要件を満たさなくなったため、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第 15 条第 3 項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 満たさなくなった登録要件（該当する項目の左端の欄にチェック☑を入れてください。）

<input type="checkbox"/>	運営目的
<input type="checkbox"/>	野生動物を主とした飼育及び展示
<input type="checkbox"/>	野生動物の繁殖による生息域外保全の取組
<input type="checkbox"/>	野生動物の保全に関連する調査・研究
<input type="checkbox"/>	野生動物の保全に関連する教育活動
<input type="checkbox"/>	良好な動物福祉の確保に関する取組
<input type="checkbox"/>	その他

(具体的な変更内容)

様

札幌市長

準認定施設取消通知書

年 月 日付で準認定施設に登録しておりましたが、さっぽろの動物園ステップアップ制度実施要綱第 14 条第 1 項により、登録を取消すことに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 登録取消しの決定年月日
年 月 日
- 2 取消しの理由